

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
令和7年度 市民福祉活動応援事業 募集要領

1 趣 旨

現在、社会のすべての人々が平等に社会に参加し、自分らしい生き方を実現できる社会を指す「社会的包摂」(ソーシャル・インクルージョン)を進めることが求められています。また、地域福祉の推進を図るうえで、ボランティア活動や市民福祉活動の必要性が近年ますます高まってきており、相模原市内においても、ボランティアグループ、当事者団体等により積極的な取り組みが行われています。

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、当事者活動及びボランティア活動の発展を目的に障がい児者、高齢者、子ども、難病患者等の福祉課題の解決に取り組む団体及び団体を設立しようとする取組に対して、本会補助金等の交付に関する取扱要領(以下、「取扱要領」という。)に規定するもののほか、本募集要領により活動資金の補助制度を設けています。

なお、本事業は、地域の皆様から寄せられたご寄付により成り立っています。

2 補助対象事業

相模原市内において、福祉課題を有する市民を対象とした広域的ボランティア活動及び当事者に対する福祉の向上を促進する事業とし、当該事業に対して他の助成金又は補助金若しくは本会の他の補助制度の適用を受けていない、また、受ける予定のない、次に掲げるいずれかの事業とします。

(1) ボランティアグループ

申込み時点で活動実績が2年以上で、相模原市内を中心に市域、区域又は区をまたがる範囲で活動している、他者を支援する福祉活動に取り組むグループ

- ・支援者等を増やすことを目的として広く市民に向け開催する研修、広報、調査研究等の経費
- ・先駆性、開拓性があり、今後事業の波及効果が期待される事業の経費

(2) 当事者団体

申込み時点で活動実績が2年以上で、相模原市内を中心に活動し、かつ、障がい児者、難病患者等の当事者やその家族・支援者で構成され、当事者がおおむね5名以上所属する団体

- ・会員及び市民に向け開催する研修や広報、地域との交流事業等の経費

(3) 団体、グループ設立準備経費

新たに発足する、又は申込み時点で発足後2年未満の活動実績のある団体、グループ

- ・団体の組織運営に必要な経費(通信運搬費、消耗品等)、研修や広報の経費

※設立準備経費補助は、同一団体、グループに対して1回限りとなります。

3 補助対象団体の要件

年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算が明らかになっている、おおむね次のグループ及び団体とする。

- (1) 特定非営利活動法人、ボランティアグループ、当事者団体(当事者がおおむね5名以上参加する団体)など、非営利団体であること(法人格の有無は、問いません。)
- (2) 定期的な会員の募集を行っており、地域に定着していること

(3) その他、本会会長が認めた団体

※初めて申請する団体は、必ずご相談ください。

4 補助金額

1 団体に対する補助金額は、次のとおりとし、予算の範囲内で補助を行います。

※申請団体が多数の場合には、申請金額に決定金額が満たないことがあります。

(1) 事業経費

15万円を上限。事業に係る経費の3分の2を補助

(2) 団体設立準備経費

5万円を上限。事業に係る経費の3分の2を補助

5 補助期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単年度助成）

6 補助対象経費・対象外経費

(1) 補助対象経費

ア) 事業経費

科 目	内 容
謝 礼	外部講師への謝金（相模原市の講師謝礼基準を適用し、その範囲内とする。）
交 通 費	外部講師の交通費 活動者の交通費（補助対象事業に係る費用。一人当たり1回500円まで）
調査研究費	研究の成果その他の知識を具体化することや新しい知見を得ることを目的とした計画的な調査に伴う経費
賃 借 料	貸会場での事業実施に当たり必要となる会場使用料
消 耗 品 費	コピー代、資料用紙代、衛生用品、その他消耗品購入経費
広 報 費	事業PRや募集に係るチラシ作成経費 ※当該チラシには、必ず「(社福)相模原市社会福祉協議会 市民福祉活動応援事業補助金活用事業」と明記してください。 ※事業等実績報告書の提出時に、作成したチラシの原本またはコピーを提出してください。
通信運搬費	郵送料、宅配便等利用料、補助対象事業におけるオンラインツール（Zoom等）の活用に係る通信費等 ※Wi-Fiの利用料・レンタル費用を対象とする。ただし、1か月の上限を5,000円とする。個人・団体が日常で利用するWi-Fiとの兼用や申請事業以外での利用は不可
保 険 料	ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険等の保険料

イ) 団体設立準備経費

科 目	内 容
交 通 費	活動者の交通費（一人当たり1回500円まで）
研修研究費	活動実施に必要な研修の受講料及び資料購入に係る経費
賃 借 料	貸会議室など会議のための会場使用料
消 耗 品 費	立ち上げに係る消耗品購入経費
広 報 費	団体・グループPRや募集に係るチラシ作成経費 <u>※当該チラシには、必ず「(社福)相模原市社会福祉協議会 市民福祉活動応援事業補助金活用事業」と明記してください。</u> <u>※事業等実績報告書の提出時に、作成したチラシの原本またはコピーを提出してください。</u>
通信運搬費	郵送料、宅配便等利用料、団体の活動におけるオンラインツール（Zoom等）の活用に係る通信費等 ※Wi-Fiの利用料・レンタル費用を対象とする。ただし、1か月の上限を5,000円とする。個人・団体が日常で利用するWi-Fiとの兼用や申請事業以外での利用は不可
保 険 料	ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険等の保険料

(2) 補助対象外経費

次に掲げる経費は、補助の対象外となります。支出予定経費として計上しないでください。

- ア) 団体の運営維持に係る経費（団体設立準備経費として申請する場合は、可）
- イ) 団体に所属する会員への人件費、謝金等の個人に直接還元される経費
- ウ) 助成決定前に、既に終了している事業に係る経費

7 応募方法・募集期間

所定の申請書類に必要事項を記入の上、添付書類等と合わせて、**5月9日（金）【必着】**までに、下記事務局宛に提出してください。

なお、添付書類を含む申請書類は、返却いたしません。

また、期限を過ぎての受付はいたしませんので、郵送の場合は、特にご注意ください。

※市民福祉活動応援事業の重複申請はできません。（各団体、グループで1事業のみ補助）

8 選考方法

申請書類及び申請団体へのヒヤリング、また、必要に応じて活動現場の調査により補助の適否について審査を行います。適否の理由等に関するお問い合わせには応じられません。

9 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年 4月14日～5月9日	・ 補助対象団体募集 補助を希望する団体は、募集期間中に申請書類を提出 申請書類受付後、必要に応じてヒヤリング実施
6月上旬	・ 補助対象事業の適否通知
6月中旬	・ 補助金の請求
6月下旬	・ 補助金の振り込み
～令和8年3月31日	・ 事業計画書に基づく該当事業の実施 ・ 必要に応じて現地調査・中間ヒヤリングの実施
	・ 事業終了後10日以内に実績報告書等を提出 実績報告書等確認後、精算返還がある団体には、現金または振込みによる納入依頼（納入期日は、本会より指定）

10 その他

- （1）年度途中で事業計画を変更又は中止する場合は、すみやかに下記事務局宛にご連絡ください。補助決定後、実施困難になった場合及び大幅な内容変更が生じた場合、本会からの補助を辞退した場合は一部または全部を返還していただく場合があります。
- （2）必要に応じて事業の現地調査を行います。
- （3）事業終了時において、助成対象経費に係る支出額が補助決定額に満たなかった場合は、その差額を返還していただきます。
- （4）補助を受けた団体は、事業終了後10日以内に実績報告書（収支決算書、領収書等）を本会に提出してください。
- （5）前年度の実績報告手続きが完了していない団体は、補助決定をすることはできません。

【申込み・問合せ】

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 中央ボランティアセンター

〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 2階

電話：042-786-6181 FAX：042-786-6182 MAIL：svc@sagamiharashishakyo.or.jp